



2026年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社ニッスイ
代表者名 代表取締役社長執行役員 田中 輝
(コード：1332 東証プライム)
問合せ先 経営企画 IR 部長 豊田 国大
(TEL. 03-6206-7037)

業績連動型株式報酬制度に係る追加拋出に伴う 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT-RS (=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」(以下「本制度」といいます。)に係る追加拋出に伴い、自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年5月29日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式700,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき金1,248円
(4) 処 分 総 額	873,600,000円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)
(6) そ の 他	本自己株式処分については金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

(注) 処分予定先である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行)とする信託契約(以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。)を締結することによって設定されている信託口であります。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社の取締役(海外居住者および社外取締役を除きます。)及び当社の執行役員(海外居住者および取締役兼務者を除きます。)(以下「取締役等」といいます。)への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として取締役等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年5月21日開催の取締役会において業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT (=Board Benefit Trust))」(以下「BBT 制度」といいます。)の導入を決定し、同日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり公表いたしました。その後、2018年6月27日開催

の第 103 期定時株主総会において BBT 制度の導入についてご承認いただき、2021 年 6 月 25 日開催の第 106 期定時株主総会において BBT 制度の一部を変更することについてご承認をいただきました。

また、2025 年 6 月 26 日開催の第 110 期定時株主総会において本制度への改定を決議し、今日に至っております。(本制度の概要につきましては、2025 年 5 月 21 日付「業績連動型株式報酬制度の改定に関するお知らせ」をご参照ください。)

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出(以下「追加信託」といいます。)を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、本信託の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)に対し、自己株式を処分すること(本自己株式処分)を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に取締役等にご給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2026 年 3 月末日で終了した事業年度から 2028 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度分)であり、2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 312,430,277 株に対し 0.22% (2026 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 3,031,989 個に対する割合 0.23% (いずれも小数点第 3 位を四捨五入)) となりますところ、2025 年 5 月 21 日付「業績連動型株式報酬制度の改定に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※追加信託の概要

追加信託日 2026 年 5 月 29 日

追加信託金額 873,600,000 円

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 700,000 株

株式の取得日 2026 年 5 月 29 日

株式取得方法 当社の自己株式処分(本自己株式処分)を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間(2026 年 4 月 14 日から 2026 年 5 月 13 日まで)の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である 1,248 円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近 1 か月としたのは、直近 3 か月、直近 6 か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

以 上